**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八千二百二十二万三千二百十円、資本準備金の額を五千百二十二万三千二百十円、利益準備金の額を七百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月十八日
掲載頁　八十五頁（号外第一〇一号）
平成二十三年五月二十三日
東京都港区北青山二丁目五番一号伊藤忠ビル三階　日本ホテルファンド株式会社
代表取締役　中村　雅次

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二十億五千六十万五千七百六十円、資本準備金の額を四十九億五千六百九十二万八千五百八十七円、利益準備金の額を一億八千二百六十六万千五百円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年六月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十三年六月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十三年五月二十三日
静岡県駿東郡清水町的場二〇番地　株式会社富士テクニカ
代表取締役　和久田俊一

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十三年六月八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年五月二十三日
群馬県渋川市中郷二五〇八番地の一三
株式会社日精ものづくりホールディングス
代表取締役社長　君浦　康友

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十三年四月一日を基準日と定め同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月二十二日午後一時より開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年五月二十三日
徳島市昭和町一丁目三七番地　トモニカード株式会社
代表取締役　金山　昌幸

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十三年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、平成二十三年六月二十七日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月二十三日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目六番一　株式会社大宮スカイビル
代表取締役社長　大竹　哲夫

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十三年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月二十三日
大分県佐伯市鶴谷町二丁目五番三七号　佐伯重工業株式会社
代表取締役　岩本　光生

**全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告**

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月二十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年五月二十三日
鹿児島市山下町九番五号　いわさきコーポレーション株式会社
代表取締役　岩崎芳太郎

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年三月三十日付官報の号外第六十四号百十五頁に掲載されています。

平成二十三年五月二十三日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　舞浜ホールディング特定目的会社
取締役　山田　智明

**優先資本金の額の減少に係る事項の公告**

当社は平成二十三年六月十四日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的
優先資本金のうち、特定資産の売却による余裕金を除く、固定資産減価償却費及び長期前払費用償却費、消費税の還付等により生じた余裕金（以下、「現金余裕金」という。）の範囲内で取締役が決定した額を本計画に係る業務の終了前に減少することを目的とする。

二　優先資本金の額の減少をする要件
優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易原資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期
平成二十三年七月十五日以降に行う。

四　減少する優先資本金の額
金二千九百五十万円

五　消却する優先出資の種類
当社は、第一回優先出資及び第二回優先出資の二種類の優先出資を発行しており、第二回優先出資のみ消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数
五十九口（第二回優先出資につき五十九口）

七　消却の方法
全既発行の第二回優先出資社員の保有する第二回優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五十万円で有償消却を行う。

八　消却に要する金額
金二千九百五十万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
第二回優先出資
平成二十三年五月二十三日
東京都中央区日本橋三丁目五番一二号　特定目的会社エスパス2号
取締役　福永　隆明

**訂正公告**

平成二十三年五月十六日掲載の株式会社フュージョンに係る資本金の額の減少公告中「資本金の額を七〇〇円」とあるは「資本金の額を七〇〇万円」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年五月二十三日　扱店

| 正 | | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | |
| 平成二十三年四月八日内閣府告示第二十号（雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示を定める件）（原稿誤り） | | | |
| 四 | 四 | 二三 | ろ過する　使用する |
| 平成二十三年四月六日法務省告示第百六十二号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り） | | | |
| 六 | 三 | 二三 | 事務局　事務局 |
| 平成二十三年五月十一日（号外第九十六号）財務省告示第百五十六号（国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示）（印刷誤り） | | | |
| 六 | 一 | 九（終りから） | 26/265　26/365 |
| 平成二十三年五月十六日経済産業省告示第百十号（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項第二号の規定に基づき経済産業大臣が定める事由を定める件）（原稿誤り） | | | |
| 五 | 四 | 一二～一一（終りから） | 次のように定め、平成二十三年五月十六日から施行する。　次のように定める。 |

五ページ四段終りから八行目から一行目は次のとおりの誤り。

東日本大震災に起因して、特定被災区域外に事業所を有する取引の相手方たる事業者との取引の数量が減少すること又は消費者への販売の数量が減少すること。

**附　則**

1　この告示は、平成二十三年五月十六日から施行する。

2　この告示は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　五月二十三日付第一〇四号
九六ページ●同日付政府調達第九三号六四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）